

鍵の取り扱いに関する規約

一般社団法人都城青年会議所(以下本会議所という)の鍵を預かる者は、以下の条項を遵守しなければならない

第1条 本会議所のあらゆる鍵は事務局の管理下にあるものとする

第2条 何人も本会議所の鍵を許可なく持ち出すことはできない

第3条 許可を受けて本会議所の鍵を持ち出す者はその取り扱いに全責任を負うものとする

第4条 許可を受けて本会議所の鍵を持ち出した者はその用が済み次第速やかに返却しなければならない

第5条 本会議所が承認し、下記の誓約書を提出した者には記載の鍵の所持を許可する

第6条 前項で所持を許可された者は退会時、その他本会議所が求めた時は遅滞なくそれを返却しなければならない

第7条 【禁止事項】 許可を受けて鍵を持ち出す場合、以下の行為を禁止する

- 無断で合かぎを作ること
- 無断で他の者に又貸しすること
- 第三者が持ち出せるような場所に放置すること

第8条 前記条項に違反して本会議所に損害を与えた者に対し、本会議所は被った損害の賠償を請求できるものとし、場合によっては刑事責任を負わせる事ができるものとする

誓約書

年 月 日

一般社団法人 都城青年会議所
第56代理事長 山口 晋平 殿

私は下記の鍵を確かに預かりました。今後規約の各条項を遵守する事を確認し、その取り扱いに細心の注意を払い、責任を持って管理することを誓います

委員会 () 役職 () 氏名 _____ エ

許可する鍵 { 事務局出入口ドア ・ IT産業ビル セコムカード }
管理 No. { . }

受渡日	返却確認	日付理由	受取者印